大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年9月24日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和6年9月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年9月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コミュニティプラザ国分 霧島市国分福島1720外17筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア (ア) 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 丸山善治 鹿児島市鴨池新町15番地
 - (イ) 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社代表取締役 <u>堀内康郎</u> 鹿児島市鴨池新町15番地
 - イ (ア) 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 堀内康郎 鹿児島市鴨池新町15番地
 - (イ) 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社代表取締役 東康弘 鹿児島市鴨池新町15番地
 - ウ (ア) 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 <u>東康弘</u> 鹿児島市鴨池新町15番地
 - (イ) 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 中村茂三 鹿児島市鴨池新町15番地
 - エ (ア) 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 中村茂三 鹿児島市鴨池新町15番地
 - (イ) 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 畠中心吾 鹿児島市鴨池新町15番地
 - オ (ア) 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 <u>畠中心吾</u> 鹿児島市鴨池新町15番地

- (イ) 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社代表取締役 濵平猛 鹿児島市鴨池新町15番地
- カ (ア) 変更前 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 濵平猛 鹿児島市鴨池新町15番地
 - (イ) 変更後 鹿児島県くみあい開発株式会社代表取締役 髙田広昭 鹿児島市鴨池新町15番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名
 - ア 変更前 (ア) 株式会社エーコープ鹿児島 <u>代表取締役社長</u> <u>丸山洋一</u> 鹿児島市西別府町3200番地 9
 - (イ) 株式会社しまむら <u>代表取締役社長</u> <u>野中正人</u> 埼玉県さいたま市北区宮原町 2 - 19 - 4
 - (ウ) 株式会社アベイル 代表取締役 島村治伸 埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4
 - (エ) 株式会社ミドリ薬品 代表取締役社長 白崎栄一 鹿児島市東開町 5-12
 - イ 変更後 (ア) 株式会社エーコープ鹿児島 <u>代表取締役</u> <u>宮後信一</u> 鹿児島市西別府町3200番地 9
 - (イ) 株式会社しまむら <u>代表取締役</u> <u>鈴木誠</u>埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1
- 3 変更年月日
 - 2(1)ア 平成21年7月23日
 - イ 平成23年6月27日
 - ウ 平成26年6月30日
 - 工 平成30年7月20日
 - 才 令和3年7月27日
 - カ 令和5年6月30日
 - 2(2)(ア)株式会社エーコープの代表者変更 令和5年6月30日
 - (イ)株式会社しまむらの代表者及び住所変更 令和2年2月21日
 - (ウ)株式会社アベイルの子会社化による変更 平成21年6月21日
 - (エ)株式会社ミドリ薬品の退店による変更 平成22年8月31日
- 4 届出年月日

令和6年9月9日